

平成30年4月18日

筑西市長 須 藤 茂 様

地方独立行政法人茨城県西部医療機構
評価委員会 委員長 落 合 聖



意見書

地方独立行政法人茨城県西部医療機構に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づく中期目標について、法第25条第3項の規定に基づく地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人茨城県西部医療機構中期目標（案）について、評価委員会で慎重に審議した結果、地方独立行政法人茨城県西部医療機構が達成すべき業務運営に関する目標が体系的かつ具体的に示されており、その内容は適当であると認めます。

以上